

令和5年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について

1 目的

区では、青少年の健全育成の諸施策を推進するため、「練馬区青少年育成活動方針」を策定している。

昭和50年に「練馬区青少年育成基本構想」として、青少年育成地区委員の活動の目安として始め、昭和55年からは育成活動方針という名前になり、平成13年に育成地区委員の活動方針として、策定している。平成19年には区内の小・中学校の全保護者にも配付を始め、平成22年から区内の保育園・幼稚園の全保護者へも配付をしている。

練馬区青少年育成活動方針については、毎年度策定しており、令和5年度も引き続き策定する。策定にあたっては、特に2ページ目の「おうちでチェックしてみよう！」が、子どもや保護者により活用されるものになるよう、内容について検討する。

2 策定のスケジュール（予定）

7月14日（木）第1回青少年問題協議会にて審議

（諮問）

9～12月 青少年対策連絡会にて諮問事項の検討

（4～5回）

（答申）

令和5年1月 第2回青少年問題協議会にて答申を審議・決定